

交通事故による負傷者を救護した者に対する報償金贈与要綱

〔昭和56年9月29日
公安委員会告示第86号〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、交通事故による負傷者の救護活動の促進を図るため、当該負傷者の救護活動を行った者（以下「救護者」という。）に対し、報償金の贈与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 兵庫県の区域内の道路（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）における、車両等（法第2条第1項第8号に規定する車両並びに自動車及び電車をいう。）の交通による人の死傷をいう。
- (2) 救護活動 搬送行為、救出行為及び援助行為をいう。
- (3) 搬送行為 人力又は車両等いずれの搬送の手段又は方法を問わず、交通事故による負傷者を医療機関へ運ぶ行為をいう。
- (4) 救出行為 交通事故による負傷者を車両等から救出し、又は当該事故現場若しくはその付近から安全な場所に運ぶ行為をいう。
- (5) 援助行為 搬送行為又は救出行為を容易にするため協力援助する行為をいう。

（報償金の贈与対象者）

第3条 報償金は、救護者に対し贈与するものとする。ただし、救護者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 当該交通事故の当事者及び当該事故に係る車両等の乗務員
- (2) 公務に従事中の警察職員及び消防職員
- (3) 当該交通事故当事者の親族
- (4) その他報償金を贈与することが社会通念上適当でない認められる者

（報償金の額等）

第4条 報償金の額は、次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、救護活動に困難が伴った場合又は救護者の被服、車両シート等の汚損の程度が著しい場合等特別な理由があるものについては、5,000円を超えない範囲で増額することができる。

- (1) 搬送行為 1件につき3,000円
- (2) 救出行為 1件につき2,000円
- (3) 援助行為 1件につき1,000円

（報償金の贈与者）

第5条 報償金は、当該交通事故の処理を担当する警察署長、交通部交通機動隊長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が贈与するものとする。

（救護活動の申告等）

第6条 救護者は、報償金を受けようとするときは、住所、氏名及び救護活動の概要を最寄りの警察職員に申告するものとする。ただし、医療機関に備付けの救護カード（別記様式）に必要な事項を記入し、警察署長に申告したときは、この限りでない。

（報償金の額の認定）

第7条 報償金の額は、警察署長等が第4条に規定する範囲内で認定するものとする。

（報償金の贈与）

第8条 報償金は、警察署長等が郵送その他の方法により贈与するものとする。

（委任）

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

(交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱を実施するため必要な事項の廃止)

2 交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱を実施するため必要な事項(昭和42年兵庫県公安委員会告示第159号。以下「旧要綱実施事項」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 旧要綱実施事項1に定める搬送者カードについては、当分の間この要綱第6条に規定する救護カードとみなす。

附 則 (昭和60年4月1日 公安委員会告示第28号)

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。